

リース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・

法人名

()

別表六(二十八)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧 租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項		1						
供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産	種 類	2					
		資 産 の 名 称	3					
	区 分	賃 借 年 月 日	4	昭平・・	昭平・・	昭平・・		
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	5	月	月	月		
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	昭平・・	昭平・・	昭平・・		
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	7	平・・	平・・	平・・		
	税 額 控 除 限 額	事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (7)－(6)	8	月	月	月		
		リ ー ス 費 用 の 総 額	9	円	円	円		
基 準 リ ー ス 料 (9)× $\frac{\quad}{100}$		10						
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (10)× $\frac{\quad}{100}$	11					
		供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十九)「6」の供用年度分)	12					
		(12)既特取適ある のに別戻用資 うー除し受産 ちスののけが	(36) の 計	13				
			①又は(①＋②)	14		(17)の①	(17)の①＋②	
			(13) ＋ (14)	15				
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (12)－(15) (マイナスの場合は0)	16					
	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 ((11) と (16) の うち 少 ない 金 額)	17	①	②				
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供用年度後における繰越税額控除 限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十九)「7」の合計額)	18				
			供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十九)「9」の供用年度分)	19				
			(18)のうち供用年度前の繰越税額 控除限度超過額の控除実施額	20				
			供一のうス取をが 用ス対ち特戻受あ 年特象既別しける 度別設に控のた場 の控備り除適資合 り除の一の用産	(37) の 計	21			
				③又は(③＋④)	22		(27)の③	(27)の③＋④
				(21) ＋ (22)	23			
			(18)のうち連結納税の承認を取り消された日 前5年以内に開始した各連結事業年度にお ける繰越税額控除限度超過額の控除実施額	24				
			供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (18)－(19)－(20)－(23)－(24) (マイナスの場合は0)	25				
			(11) － (17)	26				
			供用年度後のリース税額控除実施額 (25)と(26)のうち少ない金額)	27	③	④		
			供用廃止設備のリース税額控除実施額 (17)＋(27)	28				
			取 戻 税 額 の 計 算	(11) と (28) の うち 少 ない 金 額	29			
				リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (29)× $\frac{(5)-(8)}{(5)}$	30			
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額				31			(30)の計	
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細								
資 産 の 名 称	32				計			
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	33	昭平・・	昭平・・	昭平・・				
事業の用に供しなくなった年月日	34	昭平・・	昭平・・	昭平・・				
リ ー ス 費 用 の 総 額	35	円	円	円	円			
供用年度のリース税額控除実施額	36							
供用年度後のリース税額控除実施額	37							
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (36)＋(37)	38							

別表六（二十八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項《中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項《中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「基準リース料10」、「税額控除限度額相当額11」及び「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額19」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 平成19年旧措置法第42条の6第6項又は第68条の11第6項の規定等の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$ 「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$ 「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{7}{100}$

(2) 平成19年旧措置法第42条の7第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の12第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$ 又は $(9) \times \frac{60}{100} \times \frac{35.50}{100}$ 又は $(9) \times \frac{75}{100}$ 「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$ 「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{5 \text{ 又は } 7}{100}$

(3) 平成19年旧措置法第42条の10第6項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の14第6項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$

と、「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{15}{100}$

(4) 平成19年旧措置法第42条の11第6項《情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は第68条の15第6項《情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{42}{100}$

と、「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{10}{100}$

(5) 平成14年改正前の措置法第42条の6第6項《電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$

と、「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{7 \text{ 又は } 8.4}{100}$

(6) 平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の11第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》又は平成18年改正法附則第132条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年旧措置法第68条の15第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、
「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{10}{100}$ 「基準リース料10」とあるのは $(9) \times \frac{60}{100}$

と、「税額控除限度額相当額11」とあるのは $(10) \times \frac{10}{100}$

「税額控除限度額相当額11」として記載します。
 $(10) \times \frac{10}{100}$